

令和6年度税制改正要望事項（案）

一般社団法人 諏訪法人会

我が国は、新型コロナの影響の長期化に加え、資源・原材料価格等の高騰、円安の急伸、対露制裁、サプライチェーンの混乱等、複合的要因により物価上昇し、国民生活や企業活動、とりわけ中小企業経営に大きな打撃を与えている。又収益の改善が見られない中、足元での人手不足が深刻化し、人材確保、維持のための「防衛的な賃上げ」を強いられている。

日本人の1人当たりの国民所得が経済協力開発機構（OECD）諸国の中で、かつて2位であったのが平均以下となり、もはや先進国から中進国となってしまった事実を再認識し、どうやって立て直して行けばよいのか、よく言われる人口を増やすというのでは間に合わず、ここはやはり生産性を引き上げて所得を向上させるしかない。

我が国の経済を支えている企業数で99%、労働者の7割を雇用している中小企業が低生産性から脱出できない限り、異次元の少子化対策とあって議論しても少子化が止まるはずがない。「中小企業の自己改革への挑戦」と「地方創生の取り組み」が税制支援を通じ、地域・中小企業が安定的に収益を上げることでき、税収増と財政健全化に寄与する。財政健全化は、安易な増税によらず生産性向上への挑戦支援と、社会保障制度改革等による歳出削減への不断の取り組みにより実現すべきである。以上を勘案し、「令和6年度税制改正要望」として提言する。

<税・行財政改革>

- ・財政悪化の主因である「受益」と「負担」のアンバランスに対し、「中福祉・低負担」から財政規模を縮小し「小さな政府」を目指し、「中福祉・中負担」へ転換すべきである。
- ・国、地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制等、目標数値を提示し確実に行財政改革を断行すべきである。
- ・議員の経費支出について月100万円支給の「文書通信交通滞在費」は、「調査研究広報滞在費」と名称と解釈が変わっただけであり、旧態依然、非課税で領収書添付や用途の報告、公開、未使用分の返還義務がない。選挙活動資金等目的外で使用されても正当化するものであり、歳費法の変更のもと廃止すべきである。
- ・歳出面では、国、地方の一体改革により地方交付税の見直し、公務員給与、地方議員給与等の見直しを行い、財政スリム化に向けた施策を組むべきである。
- ・三位一体改革「地方に出来ることは地方に」という基本理念の下、国の関与を少なくし、地方の権限、責任を拡大し、地方分権を推進すべきである。国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税の見直しの3つを一体として改革推進すべきである。（広域行政の在り方を再検討）

<社会保障制度>

- ・新型コロナの対処を教訓に、診療報酬、薬価など大胆に規制緩和を伴う改革が必要である。
- ・中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を止め、経済成長を阻止しないような制度の確立が必要である。
- ・少子化対策として、女性の活躍促進、子育て世代への支援拡充を中長期的に検討すべきである。若者

世代の結婚、出産、子育て等に係る環境整備や子育て費用に係る税制措置の創設等、税による恒久財源で賄うべきである。

- ・従業員本人に所得税が掛からない「106万円の壁」や、配偶者特別控除の「150万円の壁」について、所得控除額の引き上げ等により、働きたい人がより活躍できる制度とすべきである。

<経済活性化と中小企業対策>

- ・事業所税は固定資産税との二重負担であり、新規事業や事業所の立地の阻害になる。早急に廃止すべきである。
- ・企業の前向きな設備投資や賃上げを阻害する償却資産に係る固定資産税は、廃止すべきである。
- ・地方自治体による法人への地方税負担（超過課税・独自課税）について、税収の使途の十分な説明もなく安易に課税すべきでない。
- ・租税特別措置法に基づく支援措置（中小企業等強化法等）は、都合により肥大化、複雑化している。中小事業者にとって理解と協力が得られるよう適用制限の見直し等、簡素で利用しやすいものとすべきである。
- ・所得拡大促進税制（賃上げ税制）が適用期限延長、控除率の引き上げ等拡充したが、大手黒字企業に該当するものであり、赤字中小企業でも適用になるような解りやすい制度設計も必要である。また個人所得税の分野でも、学び直しを人的投資と捉えての対応が必要である。
- ・交際費課税に関して、コロナ禍後を見据え、一定期間全額損金算入を認め、交際費として課税されない飲食費の上限についても5千円以下から1万円程度に引き上げるなど特例措置の見直しを図るべきである。
- ・役員給与については、税法上3類型（定期定額・事前確定届出・業績連動）以外損金算入は認められず、また通常改定においても期限の制約がある。弾力的かつ機動的な仕組みにすべきである。
- ・賞与引当金、退職給与引当金の法人税上の損金算入制度を復活するべきである。

<その他>

- ・事業承継税制に関して事業用資産を他の一般資産と切り離した上、事業用資産への課税を軽減すべきである。また、2027年12月の期限到来後、恒久化（一般措置と特例措置の統合を含む）が必要であり、後継者要件のさらなる緩和並びに見直しが必要である。
- ・消費税の「輸出戻し税」について、大企業が下請業者に対して消費税分を押し付けていないか等、不正があれば消費税の還付を行わないなど、厳格な対応が必要である。
- ・土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算措置が廃止されたままであり、含み損を有する不動産の流通に弊害をもたらしている。空き屋、低未利用地対策を含め、不動産の流通活性化のためにも、不動産取得税、登録免許税、印紙税、不動産流通課税など多重課税を見直すべきである。
- ・我が国の税制において、消費税と印紙税、揮発油税、酒税等の二重課税の解消を図ることはもとより、多岐多重に課税される消費税を抜本的に見直すべきである。
- ・国会の議決なしに閣議決定で使途を決められる予備費は、新型コロナ対策、ウクライナ情勢等巨額の計上が続いている。政権が国会のチェックを経ずに自在に決め、詳細が不明なまま支出されれば、財政規律が損なわれる。予備費は与党の財布でない、あくまでも例外的な対応であることを自覚し、使途並びに内容について厳しくチェックした上開示すべきである。
- ・租税の意義や役割を正しく理解し、納税意識を向上させるため、学校教育の段階から社会人にいたる広い年代で、租税教育、簿記・会計教育を行うべきである。